

予防接種における関係者の役割の 現状について

平成22年6月23日

厚生労働省 健康局 結核感染症課

予防接種における関係者の主な役割

	国	県	市町村	製造メーカー	販売業者	医療機関
定期接種	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 予防接種推進のための指針の作成(法第20条) 	<ul style="list-style-type: none"> 政令で定める疾病(日本脳炎)について実施しないことを決定(法第3条第2項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体(予防接種法第3条第1項) 健康被害に対する救済給付(法第11条第1項) 接種費用の支弁(法第21条第1項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条)・周知(令第6条) 予防接種台帳の作成(平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知) 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長への副反応報告(平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知及び平成17年6月16日付け健発第0616002号厚生労働省健康局長通知)
臨時接種	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事に対して、実施の指示(法第6条第2項) 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 接種費用の負担(法第23条第1項) 救済給付費用の負担(法第23条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施の決定又は市町村長への指示(法第6条第1項) 接種費用の支弁(法第21条第1項、第22条第1項) 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	—	—	—
共通事項 (定期・臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済の認定(法第11条第2項) 保健福祉事業(法第18条) 普及啓発、研修、調査・研究の実施(法第19条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	<ul style="list-style-type: none"> 救済給付費用の支弁(法第21条第2項) 公告(令第5条) 	国への副反応報告(薬事法第77条の4の2第1項)	—	国への副反応報告(薬事法第77条の4の2第2項)

(注1)法:予防接種法、令:予防接種法施行令

(注2)保健福祉事業:医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金の支給対象となる健康被害者の家庭を対象とした、(財)予防接種リサーチセンターによる相談事業等

現行の予防接種法の定期接種について

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(第九条において「保健所を設置する市」という。)にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

①対象疾病の定め(政令)

一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるもの

②対象者の定め(政令)

当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるもの



厚生労働省



情報の把握



保健所長又は都道府県知事

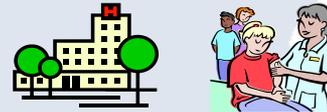


市町村

④市町村による接種

③期日又は期間の指定(市町村長)

保健所長又は(特別区及び保健所設置市にあつては)都道府県知事の指示を受け、指定



現行の予防接種法の臨時接種について（第1項の場合）

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第六条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

①対象疾病の指定(厚労省)

- ・感染症の感染力、重篤性
- ・ワクチンの有効性、安全性等を総合的に勘案し、判断。



厚生労働省



都道府県

情報の把握



市町村



②対象者・期間等を定め、接種(都道府県)

例) 積極的疫学調査によって確認された濃厚接触者等に対して接種を実施。
(リング・ワクチネーション)



市町村



③市町村による接種(都道府県の指示による)

- ・都道府県の判断で、市町村に予防接種の実施を指示できる。
- ・リング・ワクチネーション後も、広く地域住民に接種を行う場合等が想定される。

現行の予防接種法の臨時接種について（第2項の場合）

予防接種法(昭和23年法律第68号)

第六条（略）

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

①対象疾病の指定(厚労省)

感染症の感染力・重篤性、ワクチンの有効性・安全性等を総合的に勘案し、判断。

②都道府県に対し、接種を指示(厚労省)

国内での発生状況等を勘案し、緊急の場合に、都道府県に対し、接種を指示。

③都道府県による接種

- ・都道府県は、対象者等を指定し、自ら接種を行う。
- ・緊急性に鑑み、市町村への接種の指示はできない。
(大規模施設等での接種を想定したものと思われる。)

海外での新感染症の発生



厚生労働省

情報の把握

患者発生

患者発生

都道府県

都道府県

都道府県

